

通達第1号
令和2年5月12日

各部・課（局・室・館・次）長 様

狛江市長 松原 俊雄

新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえた
当面の市政運営について（通達）

新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、私たちが今まで経験したことがない事態が続いている中、政府による緊急事態宣言が延長された。市は、感染拡大防止のため一部公共施設の臨時休館や行政サービスの縮小などの措置を取っており、市民の皆様には御不便をお掛けしている状況ではあるが、市と市民が一丸となってこの難局を乗り越えていくためにも、引き続き新型コロナウイルス感染症対策に力を注がなければならない。また、感染拡大に伴いSNS等で、感染した人やその御家族、治療にあたった医療従事者等に対する根拠のない差別的な書き込み等が広がっているとの報道がある。不確かな情報や誤った認識に惑わされて、偏見や差別などの人権侵害に繋がることのないよう、市としても市民に冷静な行動をお願いするためにも、正確な情報を迅速に提供・共有しなければならない。

各部・課等におかれては、現下の状況と課題を十分に周知徹底されているところではあるが、感染拡大を抑えこむためにも、当面の市政の運営方針等について、以下の旨を通達する。

1 基本方針

市は、狛江市新型インフルエンザ等対策行動計画に基づく取組やBCP（狛江市事業継続計画【新型インフルエンザ編】）に基づく通常業務の休止又は縮小、狛江市新型コロナウイルス感染症対策本部及び専門家協議会の設置等に

より感染拡大の防止に向けて取り組んできた。また、市民生活及び市内事業者への支援等に向けては、補正予算を専決処分したところである。

しかしながら、全国的な感染拡大が収束しておらず、医療提供体制も厳しい状況であり、緊急事態宣言が延長されることとなった。市としては、これを踏まえて引き続き、狛江市新型インフルエンザ等対策行動計画に基づき、市民の生命を守るため、新型コロナウイルス感染症を巡る状況を的確に把握し、この難局を乗り切ることができるように、関係機関と連携・協力して対策を進めなければならない。そのため、次の2つの柱に沿って当面の市政運営を進めていく。

● 市民の生命を守る

感染拡大の防止に向けた対策や啓発、関係機関との連携・協力など、あらゆる対策を講じることにより感染拡大を抑え、市民の安全確保に全力を挙げて取り組み、市民の生命を守る。

● 市民の生活と市内事業者の経済活動を支援する

感染拡大により市民生活や市内事業者の経済活動において多大な影響が生じており、国の施策と連携し、市民及び市内事業者への支援を行う。

2 執行体制等

基本方針での2本の柱に沿って、感染拡大の防止に向けた「市民の生命を守る業務」、「市民の生活や市内事業者の経済活動を支援する業務」及び「新型コロナウイルス感染症対策全体に関する業務」を重点的に取り組むこととする。補正予算で専決処分した特別定額給付金のほか、各種支援策については、迅速に給付できるよう対応すること。また、学校が長期の臨時休業となっているが、子供たちの学びの機会を保障することは極めて重要な問題であり、家庭環境や情報セキュリティに十分配慮しながら、ICT教育環境の整備を推進すること。

感染拡大の収束に向けては、人と人との接触を8割削減する必要がある。そのためにもその他の業務については、引き続き狛江市新型インフルエンザ等対策行動計画及びBCPを基本とし、縮小する業務は、市民生活への影響を踏まえた運用の工夫を行った上で、最小限の職員体制で継続する。また、

イベント等の自粛のほか、現下の状況を踏まえ、市民の生命・財産への直接の関連性が低く、直ちに取る優先度が低いと考えられる事業のうち未着手、未発注、一時停止が可能な事業は、原則延期又は中止する。延期又は中止の判断は、感染症の状況や各事業等の主旨等を踏まえ、庁議又は粕江市新型コロナウイルス感染症対策本部において個別に判断すること。事業を延期する場合は、事業計画及び財政上の影響があることから、別途関係部署と調整をすること。このほか市民の行政手続や生活支援、ごみ処理、防災対策等の市民生活を維持するための業務や行政機能を確保するための業務は、執行上の工夫を行った上で最小限の人員で執行できる体制を構築すること。併せて在宅勤務を最大限に活用することにより、出勤抑制の継続を徹底すること。

今年度は、市制施行 50 周年という大きな節目の年であるとともに、新たな総合基本計画の初年度であり、これから始まる 50 年に向けて、市民生活がより豊かで、充実し、成長していくまちへと進んでいけるよう、新たな一步を踏み出す年と位置付けていた。しかしながら、現下の状況を踏まえると全ての施策を推進していく状況にはない。各施策については、個別計画において具体的な取組を示しており、その中でも優先的に取り組む課題に対しては、出勤抑制の中にあっても、在宅勤務と併せて連絡体制を構築し、創意工夫により業務遂行に努めること。また、その一方で、直面する課題を解決するために加速させる取組には、時機を逸することなく対応していくことで粕江の未来につなげていかなければならない。

世界では、まだ感染が拡大している国と流行のピークを越えて感染の収束が見えてきた国もある。また、一旦感染が収束されたと思われても、新たな感染が始まった国もある。世界ではニューノーマル（新しい日常）、日本では新しい生活様式と言われるように、これからは徹底した行動変容が避けられない時代となり、生活や仕事、行動等を変えていくことになる。今や、感染拡大を防止するための新しい生活様式をベースに、7月から施行される「人権を尊重しみんなが生きやすい粕江をつくる基本条例」を市民と共有し、市制施行 50 周年を機にこれから迎える粕江市の新しい時代、50 年の人にやさしいまちづくりを築きあげる機会として捉える。